○総務省告示第五百五十八号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示

（趣旨）

第一条　この告示は、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定めるものとする。

（全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドの基準）

第二条　全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「施行規則」という。）第二十条第一項（第一号のうちドデカフルオロ－二－メチルペンタン－三－オン（以下「ＦＫ－五－一－一二」という。）に係る部分及び第三号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　放射された消火剤が危険物規則第三十二条の七第一号の区画された部分（以下「防護区画」という。）の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるように設けること。

二　ジブロモテトラフルオロエタン（以下「ハロン二四〇二」という。）、ブロモクロロジフルオロメタン（以下「ハロン一二一一」という。）又はブロモトリフルオロメタン（以下「ハロン一三〇一」という。）を放射するものにあっては、第四条第一号イ又はロに定める消火剤の量を三十秒以内に放射できるものであること。

三　トリフルオロメタン（以下「ＨＦＣ－二三」という。）又はヘプタフルオロプロパン（以下「ＨＦＣ－二二七ｅａ」という。）を放射するものにあっては、第四条第一号ハに定める消火剤の量を十秒以内に放射できるものであること。

（局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドの基準）

第三条　局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、施行規則第二十条第二項（同項において規定の例によることとされる施行規則第十九条第三項第二号及び施行規則第二十条第一項第一号のうちＦＫ－五－一－一二に係る部分並びに第一号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　消火剤の放射によって危険物が飛び散らない箇所に設けること。

二　次条第二号イ(イ)若しくは(ロ)に定める消火剤の量又はロ(イ)若しくは(ロ)に定める消火剤の量を三十秒以内に放射できるものであること。

（貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量）

第四条　ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下「貯蔵容器等」という。）に貯蔵する消火剤の量は、施行規則第二十条第三項第四号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあっては、次に定めるところによること。

イ　ハロン二四〇二を放射するものにあっては、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(イ)　防護区画の体積（不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下同じ。）一立方メートル当たり〇・四〇キログラムの割合で計算した量

(ロ)　防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあっては、(イ)により算出された量に、当該開口部の面積一平方メートル当たり三・〇キログラムの割合で計算した量を加算した量

ロ　ハロン一二一一又はハロン一三〇一を放射するものにあっては、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出された量に、防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数（同表に掲げる危険物以外の危険物及び同表において係数を定めている危険物以外の危険物にあっては、別表第二に定める方法により算出した係数。以下同じ。）を乗じて得た量以上の量とすること。

(イ)　防護区画の体積一立方メートル当たり、ハロン一二一一にあっては〇・三六キログラム、ハロン一三〇一にあっては〇・三二キログラムの割合で計算した量

(ロ)　防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあっては、(イ)により算出された量に、当該開口部の面積一平方メートル当たり、ハロン一二一一にあっては二・七キログラム、ハロン一三〇一にあっては二・四キログラムの割合で計算した量を加算した量

ハ　ＨＦＣ－二三又はＨＦＣ－二二七ｅａを放射するものにあっては、施行規則第二十条第三項第一号ロ（ＦＫ－五－一－一二に係る部分を除く。）の規定の例により算出された量に、防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量以上の量とすること。

二　局所放出方式のハロゲン化物消火設備にあっては、次に定めるところによること。

イ　ハロン二四〇二を放射するものにあっては、次の(イ)又は(ロ)に定めるところにより算出された量に一・一を乗じて得た量以上の量とすること。

(イ)　液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあっては、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき製造所等の建築物その他の工作物及び危険物をいう。以下同じ。）の表面積（当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル未満の場合にあっては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積。以下同じ。）一平方メートル当たり八・八キログラムの割合で計算した量

(ロ)　(イ)に掲げる場合以外の場合にあっては、次の式によって求められた量に防護空間（防護対象物の全ての部分から〇・六メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分をいう。以下同じ。）の体積を乗じて得た量

$$Q = 5.2 - 3.9\frac{a}{A}$$

Ｑは、防護空間の体積一立方メートル当たりの消火剤の量（単位　キログラム毎立方メートル）（ロ(ロ)において同じ。）

ａは、防護対象物の周囲に実際に設けられた壁（防護対象物の全ての部分から〇・六メートル未満の部分にあるものに限る。）の面積の合計（単位　平方メートル）（ロ(ロ)において同じ。）

Ａは、防護空間の壁の面積（壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積）の合計（単位　平方メートル）（ロ(ロ)において同じ。）

ロ　ハロン一二一一又はハロン一三〇一を放射するものにあっては、次の(イ)又は(ロ)に定めるところにより算出された量に、ハロン一二一一にあっては一・一、ハロン一三〇一にあっては一・二五をそれぞれ乗じて得た量以上の量とすること。

(イ)　液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあっては、防護対象物の表面積一平方メートル当たり、ハロン一二一一にあっては七・六キログラム、ハロン一三〇一にあっては六・八キログラムの割合で計算した量に、当該場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量

(ロ)　(イ)に掲げる場合以外の場合にあっては、次の式によって求められた量に防護空間の体積を乗じて得た量に、当該場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量

$$Q = X - Y\frac{a}{A}$$

Ｘは、ハロン一二一一にあっては四・四、ハロン一三〇一にあっては四・〇とする。

Ｙは、ハロン一二一一にあっては三・三、ハロン一三〇一にあっては三・〇とする。

三　全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備において、同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物について前二号の規定により計算した量のうち最大の量以上の量とすること。